

三河港における船舶と陸地との間の交通場所並びに 貨物の積卸場所の指定について

関税法第 24 条第 1 項の規定による三河港における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定したので、同法施行令第 22 条第 1 項の規定により公告する。

平成 13 年 7 月 1 日

豊橋税関支署長 室 田 厚 次

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(1) 神野埠頭 3 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(2) 神野埠頭 4 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(3) 神野埠頭 7 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(4) 神野埠頭 8 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(5) 船渡埠頭 2 号及び 3 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(6) 田原埠頭 2 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(7) トヨタ自動車埠頭 T1 から T4 までの栈橋にけい留する船舶	トヨタ自動車(株)田原工場配車門前通路
(8) 明海 1 号及び 2 号栈橋並びに明海 3 号及び 4 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる栈橋及び岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(9) 明海 5 号岸壁にけい留する船舶	花王(株)豊橋工場防災センター前通路
(10) トピー北埠頭岸壁輸出用 1 号及び 2 号バースにけい留する船舶	トピー工業(株)豊橋製造所守衛所前通路
(11) 新来島豊橋造船岸壁にけい留する船舶	(株)新来島豊橋造船正門前通路
(12) 東京製鐵岸壁 T S 1 から T S 3 までの栈橋にけい留する船舶	東京製鐵(株)田原工場正門前通路
(13) 田原バイオマスパワー栈橋にけい留する船舶	左欄に掲げる栈橋に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(14) 蒲郡埠頭 3 号から 9 号までの岸壁及び 11 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(15) 浜町埠頭 1 号及び 2 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(16) 上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	明海南ドルフィン

2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
(1) 神野埠頭 3号、4号、7号及び8号岸壁	豊橋市神野ふ頭町3番1地先、 10番1地先、 神野西町一丁目8番、9番、10番	
(2) 船渡埠頭 2号及び3号岸壁	豊橋市明海町35番地	
(3) 田原埠頭 2号岸壁	田原市緑が浜1号10番2	
(4) トピー北埠頭岸壁輸出用1号及 び2号バース	豊橋市明海町1番地	
(5) 新来島豊橋造船岸壁	豊橋市明海町22番地	
(6) 明海1号及び2号栈橋並びに3 号から5号までの岸壁	豊橋市明海町4番51号、 5番地4、5番地27、 5番地73、5番地74地先、 31番地2	
(7) トヨタ自動車埠頭 T1からT4までの栈橋	田原市緑が浜3号1番地先、 1番1地先、6番1地先、7番地先	
(8) 明海南ドルフィン	豊橋市明海町5番地1	船用品、携帯 品及び別託送 品に限る。
(9) 東京製鐵岸壁 TS1からTS3までの栈橋	田原市白浜二号1番3地先	
(10) 田原バイオマスパワー栈橋	田原市緑が浜二号2番52、2番53 地先	
(11) 蒲郡埠頭 3号から9号までの岸壁及び 11号岸壁	蒲郡市浜町99番、105番、 106番	
(12) 浜町埠頭 1号及び2号岸壁	蒲郡市浜町65番1、98番	

(注)「場所の名称」は、港湾管理者が公示したもの又は企業により港湾管理者あてに届出たものである。

附 則（令和8年公示第1号）

この公示は、令和8年9月1日から施行する。